

# FIT/FIP制度が求める持続可能性を 確認できる第三者認証について

令和4年11月  
資源エネルギー庁

# 今年度WGの議論の全体像

- 今年度のWGでは、これまでの経過を踏まえ、**「ライフサイクルGHGの確認方法」、「新第三者認証スキームの追加」**などについて、その内容を専門的・技術的に検討する。
- 「新第三者認証スキームの追加」については、本年6月末以降、関係者へのヒアリングを踏まえつつ、年内に調達価格等算定委員会に報告することを前提に、検討を進める。

## ＜持続可能性基準＞

ご議論いただく論点

- **新たな第三認証スキームの追加要請について**  
⇒ 追加の要請に応じた、第三者認証スキームの確認を進める
- **持続可能性確認に係る経過措置について**  
⇒ PKS・パームトランクについて、本年夏頃を目途に経過措置の扱いの検討を行う  
【第16回WGにおいて、経過措置期間を1年間延長することを決定】

## ＜食料競合＞

- **新規燃料の候補における食料競合の論点について**  
⇒ 食料競合の懸念のない新規燃料の候補について、算定委に燃料区分の判断を依頼する

## ＜ライフサイクルGHG＞

ライフサイクルGHGに係る確認手段について

- ⇒ 確認スキーム（第三者認証等）の検討と既定値の策定を検討を行う

# 本日の論点

- 第17回WGにおいて、FIT/FIP制度における持続可能性を確認できる第三者認証スキームとして追加希望のあった下記4件の第三者認証について、各認証団体からのヒアリングを実施した。
  - ✓ Indonesian Sustainable Palm Oil (ISPO)
  - ✓ Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO)
  - ✓ ISCC Japan FIT- Sustainable Palm Oil
  - ✓ 一般社団法人農産資源認証協議会によるPKS第三者認証規格
- 本日のワーキンググループでは、ヒアリングの結果も踏まえ、各第三者認証に関して、FIT/FIP制度が求める持続可能性基準の確認結果についてご議論いただきたい。

# 【参考】FIT/FIP制度が求める持続可能性の評価基準

- FIT/FIP制度が求める持続可能性の評価基準は以下のとおり。

担保すべき事項		評価基準 (RSPO2013を元に作成)
環境	土地利用変化への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。</li> <li>■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</li> </ul>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。</li> </ul>
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権原：事業者による土地使用権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。</li> </ul>
	児童労働・強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。</li> </ul>
	業務上の健康安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の健康と安全を確保すること。</li> </ul>
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。</li> </ul>
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>
	情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。</li> </ul>
サプライチェーン上の分別管理の担保		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。</li> </ul>
認証における第三者性の担保		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。</li> <li>■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。</li> </ul>

# ISPOに係る確認結果

## <2020年度の検討>

- 2020年度は、2020年第44号大統領令及び関係省令等の検討状況について確認を行った。対象バイオマス種は、パーム油とPKS。

## <2022年度の確認対象>

- 2020年第44号大統領令に加えて、2020年版農業大臣規則について確認を行った。
- 工業大臣規則（搾油工程以降が対象）については、未完成であるとの連絡があり、内容の確認ができなかった。

## <主な確認結果>

- 強制労働の排除について、2020年第44号大統領令では記載が確認できなかったが、2020年版農業大臣規則では、栽培工程における強制労働や奴隷制の禁止についての記載が確認された。
- ISPOについては、以下の点について十分に確認を行うことができなかった。
  - 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないことが確認されているか。
  - 栽培・加工工程において、温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行しているか。
  - 加工工程において、児童労働及び強制労働がないことが確認されているか。
  - 加工工程において、労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されているか。
  - 加工工程において、原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されているか。
  - 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていることが確認されているか。

# 【参考】ISPOに関する評価

担保すべき事項		評価基準	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの	
			ISPO2020年 大統領令	ISPO 2020年版 農業大臣規則
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	【栽培】—	【栽培】—
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	【栽培】○	【栽培】○
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	【栽培】— 【加工】—	【栽培】—
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	【栽培】○	【栽培】○
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○	【栽培】○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	【栽培】— 【加工】—	【栽培】○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	【栽培】○ 【加工】○	【栽培】○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	【栽培】— 【加工】—	【栽培】○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	【栽培】— 【加工】—	【栽培】○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	【栽培】○ 【加工】○	【栽培】○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	【全体】○	【全体】○
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	【全体】—	【全体】—	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において第三者性を担保すること。	【全体】○	【全体】○	
	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	【全体】○	【全体】○	

※搾油工程の工業大臣規則は未策定

# 【参考】2020年度の2020年第44号大統領令に関する評価

第9回WG資料1（2020年11月30日）より抜粋・編集

担保すべき事項		評価基準	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	【栽培】—
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	【栽培】○
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	【栽培】— 【加工】—
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	【栽培】○
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	【栽培】— 【加工】—
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	【栽培】○ 【加工】○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	【栽培】— 【加工】—
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	【栽培】— 【加工】—
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	【栽培】○ 【加工】○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	【全体】○
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	【全体】—	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	【全体】○	

# MSPOに係る検討状況

## <2021年度の検討>

- 2021年度は下記について確認を行った。対象バイオマス種はパーム油、PKS、EFB、パームトランク。
  - MS 2530-2-1:20XX (MSPO Part2-1) : 独立した小規模農園 (※1) 向けの規定 (※1) 40.46ヘクタール未満
  - MS 2530-2-2:20XX (MSPO Part2-2) : 組織化された小規模農園 (※2) 向けの規定 (※2) 40.46ヘクタール以上
  - MS 2530-3-1:20XX (MSPO Part3-1) : 小規模なパーム油プランテーション向け (※3) 向けの規定  
(※3) 40.46ヘクタール以上500ヘクタール未満
  - MS 2530-3-2:20XX (MSPO Part3-2) : 大規模なパーム油プランテーション向け (※4) 向けの規定  
(※4) 500ヘクタール以上
  - MS 2530-4-1:20XX (MSPO Part4-1) : パーム油搾油所向けの規定
- 土地利用変化への配慮が不十分、泥炭地の保全については現地法での要求事項について具体的に確認が必要であり、サプライチェーンの扱いについては更に議論が必要であるものと判断された。

## <2022年度の確認対象>

- 新たに策定された以下を含め、2022年度版のMSPOとしてセットされた基準文書全体 (MS 2530-2-1,2-2,3-1,3-2,4-1,4-2,4-3及びMS 2751) を確認した。
  - MS 2530-4-2:2022 (MSPO Part4-2) : 精製工場向けの基準
  - MS 2530-4-3:2022 (MSPO Part4-3) : トレーダー向けの基準
  - MS 2751:2022 (Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) chain of custody of oil palm) : バイオマスのサプライチェーン認証基準

## <主な確認結果>

- MS 2530-4-1:2022 (MSPO Part4-1 搾油所向けの基準)、MS 2530-4-2:2022 (MSPO Part4-2 精製工場向けの基準)、MS 2530-4-3:2022 (MSPO Part4-3 トレーダー向けの基準)、MS 2751:2022 (Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) chain of custody of oil palm バイオマスのサプライチェーン認証基準) において、各評価基準を満たす記載が確認された。



# 【参考】MSPOに関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	<small>○：基準を満たすもの －：基準を満たすことが確認できなかったもの</small>				
				Part2-1 40.46ha未満の独立 した小規模農園	Part2-2 40.6ha未満の組織 化された小規模農園	Part3-1 40.46ha以上 500ha未満のパーム 油プランテーション	Part3-2 500ha以上のパーム 油プランテーション	
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	－	－	－	－	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	－	－	－	－	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○		
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	－	○	○	○		
		加工						
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	○	
			加工					
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○		
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	SCCS※1	○			○		
		CoC※2			○			○
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。 ■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○		
		全体	○	○	○	○		

※1 SCCS : SUPPLY CHAIN CERTIFICATION STANDARD

※2 CoC : Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) chain of custody of oil palm

# 【参考】MSPOに関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの				
				Part4-1 搾油工場		Part4-2 精製工場	Part4-3 トレーダー	
				パーム油（搾油工程 以降のみ）	PKS <sup>※1</sup> -トラック	パーム油（搾油工程 以降のみ）	パーム油（搾油工程 以降のみ）	PKS <sup>※1</sup> -トラック
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	/	/	/	/	/
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	/	/	/	/	/
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	/	/	/	/	/	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	/	/	/	/	/	
		加工	○	○	○	○	○	
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	/	/	/	/	/
			加工	○	○	○	○	○
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	SCCS※1	/	/	/	/	/	
		CoC※2	/	○	/	/	○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。 ■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○	
		全体	○	○	○	○	○	

※1 SCCS : SUPPLY CHAIN CERTIFICATION STANDARD

※2 CoC : Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) chain of custody of oil palm

# 【参考】2021年度のMSPOに関する評価

第14回WG資料1（2021年12月21日）より抜粋

担保すべき事項	評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの					
			Part2-1	Part2-2	Part3-1	Part3-2	Part4-1	
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	—	—	—	—	/
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	加工	—	—	—	—	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	○	○	○	○	/
			加工					
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培	○	○	○	○	○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用権を確保していることを証明すること。	栽培	○	○	○	○	/
			加工					
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	栽培	○	○	○	○	/
			加工					
業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	栽培	○	○	○	○	/	
		加工						○
労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	栽培	○	○	○	○	/	
		加工						○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	○	○	○	○	/
			加工					
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	栽培	○	○	○	○	/
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	○	○	○	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	パーム油	○	○	○	○	○	
		PKS等					—※	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	全体	○	○	○	○	○	
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○	○	○	○	○

※PKS、パームトランクについてはCoC基準を開発中

# ISCC Japan FIT- Sustainable Palm Oilに係る確認結果

## <2020年度の検討>

- 2020年度はパーム油については、「ISCC Sustainable Palm Oil Japan（2020年9月作成案）」を対象に確認した結果、温室効果ガス等の排出・汚染削減の項目に関して、十分に確認ができなかった。

## <2022年度の確認対象>

- 2022度は、2020年度に確認した基準とは別のパーム油を対象とする以下のISCC Japan FIT Systemの提案があり、当該基準の確認を行った。
  - 「ISCC Japan FIT: Principles and Criteria – Sustainable Palm Oil」（2022年4月作成案）
  - 「ISCC Japan FIT – Sustainable Palm Oil」（2022年4月作成案）

## <主な確認結果>

- 温室効果ガス等の排出・汚染削減について、温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していることを求める記載が確認された。
- 認証における第三者性の担保のうち、2021年度に新たに追加された「認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。」については、2021年度新たに追加したPKSとパームトランクを対象とする「ISCC Japan FIT System Document-Palm Kernel Shells and Palm Trunks」と共通であることから、基準を満たすことが確認されている。

# 【参考】ISCC Japan FIT- Sustainable Palm Oilに関する評価

担保すべき事項		評価基準	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確認できなかったもの
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	【栽培】○
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	【栽培】○
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	【栽培】○ 【加工】○
	生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	【栽培】○
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地所有権の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	【栽培】○ 【加工】○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	【栽培】○ 【加工】○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	【栽培】○ 【加工】○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	【栽培】○ 【加工】○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	【全体】○
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	【全体】○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	【全体】○	
	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること。	【全体】○	

# 【参考】2020年度のISCC Sustainable Palm Oilに関する評価

第9回WG資料1（2020年11月30日）より抜粋・編集

担保すべき事項		評価基準	○：基準を満たすもの 一：基準を満たすことが確認できなかったもの
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	【栽培】○
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	【栽培】○
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	【栽培】一 【加工】一
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	【栽培】○	
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	【栽培】○ 【加工】○
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	【栽培】○ 【加工】○
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	【栽培】○ 【加工】○
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	【栽培】○ 【加工】○
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	【栽培】○ 【加工】○
	認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	【全体】○
サプライチェーン上の分別管理の担保	■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	【全体】○	
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	【全体】○	

# 農産資源認証協議会の認証制度に係る確認結果

## ＜2021年度の検討＞

- 農産資源認証協議会が策定した規格基準について確認を行った。対象バイオマス種はPKS。
- FIT/FIP制度が求める持続可能性を確認できる基準となっていることは確認できたが、2021年度に新たに追加された第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための項目の確認ができなかった。

## ＜今年度の確認対象＞

- 認証における第三者生の担保のうち、「認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」のみを確認対象とした。

## ＜主な確認結果＞

- 本日まで、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが確立されたことを確認することができなかった。

# 【参考】農産資源認証協議会の認証制度に関する評価

担保すべき事項		評価基準	適用の 必要性	○：基準を満たすもの —：基準を満たすことが確 認できなかったもの PKS
環境	土地利用変化への配慮	■ 農園の開発にあたり、一定時期以降に、原生林又は高い生物多様性保護価値を有する地域に新規植栽されていないこと。	栽培	
		■ 泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。	栽培	
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	■ 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。	栽培	
			加工	○
生物多様性の保全	■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理すること。	栽培		
社会・労働	農園等の土地に関する適切な権限：事業者による土地使用权の確保	■ 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明すること。	栽培	
	児童労働・強制労働の排除	■ 児童労働及び強制労働がないことを証明すること。	加工	○
			栽培	
	業務上の健康安全の確保	■ 労働者の健康と安全を確保すること。	加工	○
			栽培	
	労働者の団結権及び団体交渉権の確保	■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されること。	加工	○
栽培				
ガバナンス	法令遵守（日本国内以外）	■ 原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。	栽培	
	情報公開	■ 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。	加工	○
			栽培	
認証の更新・取消	■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	全体	○	
サプライチェーン上の分別管理の担保		■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。	全体	○
認証における第三者性の担保	■ 認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	○
		■ 認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること	全体	—



## 農産資源認証協議会の認証制度に係る確認結果

### <2020年度の確認対象>

- PKS第三者認証創設準備委員会が検討中の規格基準について確認を行った。

### <2021年度の確認対象>

- 「農産資源認証協議会」と協議会の名称が変更され、基準についても大幅に変更された提案があった。

### <主な確認結果>

- 2020年度に十分に確認を行うことができなかった以下の点について、確認が取れた。
  - 温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度のとどめるように実行していることが確認されているか。
  - 事業者が事業実施に必要な土地使用权を確保していることを証明することが確認されているか。
  - 児童労働及び強制労働がないことを証明することが確認されているか。
  - 労働者の健康と安全を確保することが確認されているか。
  - 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保されることが確認されているか。
  - 認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されることが確認されているか。
- 上記のとおり、FIT制度が求める持続可能性を確認できる基準となっていることは確認できた。一方、第三者認証スキームの中立性の担保を確認するための新たな項目については、農産資源認証協議会から認定機関による認定スキームの整備は途上であるとの説明があったため（次項参照）、ISO17011に適合した認定スキームが整備されたことが確認できれば、新たな第三者認証として追加することは可能と考えられる。したがって、今後の認定スキームの整備状況を確認することとしてはどうか。

### <その他>

- 第11回WGにおいて指摘があったNGO等が問合せを行う窓口に関しては、日本語のウェブサイト上で存在を確認できた。また、英文サイトも公開されていることを確認した。（次々項参照）
- サプライチェーン上の分別管理の担保について、委員による追加の確認により、「サンプルチェックが10%以上で実施」とする記述に関して要検討と判断され、フィードバックを行ったところ、農産資源認証協議会から、当該基準を修正した基準を受領した。

以下、参考資料

# **ISPO (Indonesian Sustainable Palm Oil ) について**

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO（農業大臣規則2020年版）の比較（環境）

評価基準		RSPO 2013	ISPO
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.1 環境許可に関連する実施状況</li> <li>植林事業者は、環境許可証に基づき、その義務を履行しなければならない</li> <li>指標 環境の管理とモニターに関する文書を保持する</li> </ul>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1)</li> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。(指標7.4.2)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2.2.4 泥炭地での植林</li> <li>指標1泥炭地にパーム油農園を植えるための技術指針に関する</li> <li>検証 パーム油栽培のための泥炭地利用に関する法規制の慣行に従った泥炭地での植林に関するSOPの有無。</li> <li>指標2高層泥炭土層の下降に関する規制</li> <li>検証 1. 高層泥炭土層降下規制に関する SOP があること。</li> <li>指標3手順や法令に従った泥炭地での植林の申請に関する記録の文書化。</li> </ul>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHG排出の緩和：植林会社は、GHG排出源の目録を作成し緩和策を実施しなければならない。(3.8)</li> <li>危険物質、有害物質及びその廃棄物の管理：危険物質、有害物質及びその廃棄物は法定規制(statutory regulation)に基づき管理されなければならない。(4.3)</li> </ul>
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。(5.2)</li> <li>2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない。(7.3)</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）

ISPO：「Regulation of The Minister of Agriculture of Indonesia Number38 of 2020」（2020年）

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO（農業大臣規則2020年版）の比較（社会・労働）

評価基準		RSPO 2013	ISPO
社会・労働	事業者による 土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する</li> <li>■ <b>土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。</b> (2.2)</li> <li>■ 地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。 (7.6)</li> <li>■ FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有権によって、<b>他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。</b> (2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1.1.1 立地許可証</li> <li>■ 植林事業者は、その活動を実施する前に、地方空間計画 (RTWK) / 州空間計画 (RTRWP) に基づき、州知事 / 市長 / 知事 / 管轄官から発行され、10 万分の 1 または 5 万分の 1 の <b>地図が添えられた立地許可証を持っていないければならない。</b></li> <li>■ 1.1.3 土地の権利</li> <li>■ 適用される法令に従い、土地の権利 (耕作権 (HGU)、建築権 (HGB)、使用権 (HP)) を有していること。</li> <li>■ 1.1.5 放棄された土地</li> <li>■ 植林事業者は、土地の権利をその配分に従って活用しなければならない</li> <li>■ 1.1.6 他事業との重複する土地</li> <li>■ 植林事業者は、<b>法令に基づき、他の事業者との重複する土地について、協定を結んでいる。</b></li> </ul>
	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> <li>■ <b>児童の雇用又は搾取を行わない。</b> (6.7)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.4 児童労働の雇用と雇用における差別</li> <li>■ <b>児童労働者の活用</b>と労働者に対する差別 (民族、人種、性別、宗教) の禁止: 植林会社は関連法に基づき、<b>未成年者を使用してはならず</b>、また労働者を差別してはならない。</li> </ul>
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> <li>■ <b>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</b> (6.12)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>4.2.2 プランテーション事業者がその事業活動を行うにあたり、いかなる形態の強制労働や奴隷制も禁止していることを明記した書面を入手できる。</b></li> </ul>
	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の健康と安全を確保する</li> <li>■ 業務上の <b>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</b> (4.7)</li> <li>■ 農薬は、<b>健康又は環境を危険にさらさない方法</b>で使用される。 (4.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>4.1 労働安全衛生 (OSH)</b></li> <li>■ 緊急事態や自然災害、事故の扱いも含め、<b>労働環境において労働安全衛生 (OSH) に関する十分な政策やリソースをカバーする OSH 文書を有すること</b></li> </ul>
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される</li> <li>■ 雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって <b>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。</b> 結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は <b>全従業員が自立的に自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。</b> (6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.5 労働組合結成の促進</li> <li>■ プランテーション事業の関係者は、<b>労働者の権利のための戦いのため、労働組合結成を促進する。</b></li> <li>■ 4.6 農園事業主は、<b>労働者及び従業員協同組合の形成を奨励・促進する</b></li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」 (日本語版) (2013年)

ISPO: 「Regulation of The Minister of Agriculture of Indonesia Number38 of 2020」 (2020年)

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO（農業大臣規則2020年版）の比較（ガバナンス）

評価基準		RSPO 2013	ISPO
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.プランテーションビジネスの合法性の遵守                             <ul style="list-style-type: none"> <li>1.1 土地の合法性として以下を規定                                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1.1.1地域の許認可、1.1.2土地の取得、1.1.3土地の権利、1.1.4土地の係争</b></li> <li><b>1.1.1地域の許認可</b> 事業者は事業活動実施に先立ち、執権者/市長/知事/管轄官が発行した許可証と地図を備えるものとする。</li> <li><b>1.1.2土地の取得</b> 生産林を転換した土地に由来するプランテーションは、環境森林省または投資調整理事会が発行した森林地域開放許可証保持の義務を負う。</li> <li><b>1.1.3土地の権利</b> 関連する法と規制に従って、土地の権利(耕作する権利・建築する権利・利用する権利)を有する。</li> <li><b>1.1.4土地の係争</b> プランテーション事業者は土地で発生した係争を関連する法と規制に従って、治める義務を負う。</li> </ul> </li> <li>1.2プランテーションビジネスの合法性として以下を規定                                     <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1.2.1法人形態</b>(許認可を受けた法人形態であること)、<b>1.2.2環境許認可</b>(環境関連の合法性要件を満たすこと)、<b>1.2.3コミュニティプランテーション開発の促進</b>(適用される法規制に従い、近隣のコミュニティのプランテーション開発を促進すること)、<b>1.2.4プランテーション許認可</b></li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.4非機密情報の開示と申し立ての扱い                             <ul style="list-style-type: none"> <li><b>1.利害関係者に対する法令及び規則に従った情報提供のシステムを有すること。</b></li> <li><b>2.適用される規則に従った情報提供を利害関係者に対して提供する文書を有すること。</b></li> <li><b>3.利害関係者からの情報提供依頼に対しての回答文書や情報サービスを有すること</b></li> <li><b>4.利害関係者の申し立てを扱うシステムを有し、それを実施していること</b></li> </ul> </li> </ul>
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証は<b>5年間有効</b>、期限前に再評価を受けることが必要。</li> <li><b>毎年の年次監査</b>を受ける必要がある。</li> <li>審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。</li> <li>初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。</li> <li><b>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。</b></li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）

ISPO：Regulation of The Minister of Agriculture of Indonesia Number38 of 2020」（2020年）

ISPO大統領令「Regulation of the President of the Republic of Indonesia, Number 44 of 2020 regarding Indonesian Sustainable Palm Oil Plantation Certification System.」（2020年）<https://www.dashboard.kbritokyo.jp/eksport/impor/sawit-data/ispo->

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO (2020年大統領令) (サプライチェーン認証)

評価基準	RSPO 2013	ISPO
<p>サプライチェーンの担保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。</li> </ul>	<p>IP SG MB B&amp;C</p>	<p>農業大臣規則は農園に対する認証。</p>

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISPO基準の比較 (認証審査の第三者性)

評価基準	RSPO 2013	MSPO (Part2-4共通)
<p>認証における第三者性の担保</p>	<p>認証機関の認定プロセス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。</b></li> <li>■ 認定機関はASI (Assurance Services International)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>認証機関は、品質管理システム及び環境管理システムのための国家認定委員会(KAN)に認定され、ISPO委員会 (ISPO Commission)の承認を受けた独立機関である。</b></li> </ul>
	<p>認証付与の最終意思決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証機関が監査 (audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官 (peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて<b>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</b></li> <li>■ 認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証機関が認証を行い、<b>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下し、証書を発行する。</b></li> <li>■ 認証機関は、事業者がP&amp;C基準充足に必要な措置を講じ、認証発行が終了した旨を、ISPO委員会に報告する。</li> </ul>
	<p>第三者認証スキームの中立的・組織的な担保</p> <p>認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>ASI (Assurance Services International)ISO17011に適合。</b></li> <li>■ <b>ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。</b></li> </ul>

(出所) RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト (<https://rspo.org/certification/bodies>)

ISPO大統領令「Regulation of the President of the Republic of Indonesia, Number 44 of 2020 regarding Indonesian Sustainable Palm Oil Plantation Certification System」(2020年) <https://www.dashboard.kbritokyo.jp/ekspor-impor/sawit-data/ispo->

# **MSPO (Malaysian Sustainable Palm Oil)** **について**



**MSP0 Part2-1,2-2について  
(事業者による土地使用権の確保まで)**

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
			40.46ha未満の独立した小規模農園向け (MS 2530-2-1:2022)	40.6ha未満の組織化された小規模農園向け (MS 2530-2-2:2022)
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農園の開発にあたり、<b>2005年11月以降に</b>、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に<b>新規植栽されていない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12</li> <li>基準 2:新規植林</li> <li>包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>4.121指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。</b></li> <li>b) 土壌の種類や地形に関する情報を更新すること</li> </ul> </li> <li>4.123指標3: 新規植林のためのHCVアセスメントは<b>スキーム所有者のガイドラインに沿って実施される。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12</li> <li>基準 2:新規植林</li> <li>包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>4.121指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない。</b></li> <li>b) 土壌の種類や地形に関する情報を更新すること</li> </ul> </li> <li>4.124 指標4: 新規植林のためのHCVアセスメントは、<b>スキーム所有者のガイドラインに沿って実施される。</b></li> </ul>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、<b>限定的作付け</b>が提案された場合は、<b>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12</li> <li>基準 2:新規植林</li> <li><b>泥炭地</b>、傾斜角が25°を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌の新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する。</b></li> <li>4.121指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>c) 以下のような場所では、新たな植林を<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 25°を超える急峻な地形。</li> <li>ii) 海拔300mに位置する地域。</li> <li>iii) 耕作限界の脆弱な土壌、および</li> <li>iv) <b>泥炭地</b></li> <li>v) 川沿いの地域 riparian zones</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4.133 指標3: <b>泥炭地の既存の植林は、当局のガイドラインに従って管理されるものとする。</b></li> <li>4.143 指標3: <b>泥炭地での再植林は、当局のガイドラインに従って管理されるものとする。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12</li> <li>基準 2:新規植林</li> <li><b>泥炭地</b>、傾斜角が25°を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌での新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する。</b></li> <li>4.121指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>c) 以下のような場所では、新たな植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 25°を超える急峻な地形。</li> <li>ii) 海拔300mに位置する地域。</li> <li>iii) 耕作限界の脆弱な土壌、および</li> <li>iv) <b>泥炭地</b></li> <li>v) 川沿いの地域 riparian zones</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>4.133 指標3: <b>泥炭地の既存の植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする。</b></li> <li>4.143 指標3: <b>泥炭地での再植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする。</b></li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
			40.46ha未満の独立した小規模農園向け (MS 2530-2-1:2022)	40.6ha未満の組織化された小規模農園向け (MS 2530-2-2:2022)
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理</li> <li>すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</li> <li>4.5.4 基準4: GHG排出量</li> <li>バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</li> <li>4.5.4.1 指標1: 独立した小規模農家は、GHG排出の種類を認識し、<b>可能な限りGHG排出量の削減を奨励</b>する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理</li> <li>すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</li> <li>4.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</li> </ul> </li> <li>4.5.4 基準4: GHG排出量</li> <li>バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</li> <li>4.5.4.1 指標1: 組織は以下からの<b>GHG排出源と削減源を特定</b>するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <b>土地利用の変更 - 2019年12月31日以降。</b></li> <li>b) 肥料の使用</li> <li>c) 肥料・農業投入物・FFBの輸送。</li> <li>d) エネルギーの使用、および</li> <li>e) 利用可能な場合は、作物の隔離および保全地域。</li> </ul> </li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等を含む<b>汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</b>(5.6)</li> <li>新たな農園開発は<b>GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</b>(7.8)</li> </ul>	

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	
環境	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地</b>があれば、その<b>状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</b>。(5.2)</li> <li>■ 2005年11月以降、<b>原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されているHCV地域で、新たな作付けをしていない</b>。(7.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.2.1指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> </ul> </li> <li>■ 4.5.6               <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基準6: <b>環境保全保護</b></li> </ul> </li> <li>■ 植林地で情報が収集され、<b>HCV</b>のアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、<b>種や生息地の保護のために適切な措置</b>が取られていること。</li> <li>■ 4.5.6.1 指標 1: 独立した小規模農家や労働者は、<b>関連する法律、森林伐採の懸念事項、HCV分類、規律上の措置について認識</b>していること。</li> <li>■ 4.5.6.2 指標2: 独立した小規模農家が、HCV地域の維持・保全の重要性についての<b>研修を完了し、認識している</b>。注</li> <li>■ 4.5.6.3 指標3: 独立した小規模農家が予防的手法を実施し、希少種、絶滅危惧種(RTE)やHCV地域を<b>管理・維持</b>している(該当する場合)。注</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.2.1指標1: 新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> </ul> </li> <li>■ 4.5.6               <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 基準6: <b>環境保全保護</b></li> </ul> </li> <li>■ 植林地で情報が収集され、<b>HCV</b>のアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、<b>種や生息地の保護のために適切な措置</b>が取られていること。</li> <li>■ 4.5.6.1 指標1: 組織はステークホルダーとの関わりを通じて、小規模農家内またはその近くに存在する<b>保護価値の高いものの存在と状態を評価、特定、記録</b>する。注</li> <li>■ 4.5.6.2 指標2: <b>HCV</b>希少種、脅威種、絶滅危惧種(RTE)が存在する場合、<b>管理計画が確立され、効果的に実施</b>され、以下を含むものとする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>■ a) 種の保護に関するあらゆる法的要件が満たされていることを保証すること。【中途略】</li> <li>■ d) 希少種、絶滅危惧種、または危機に瀕した種の野生個体群を<b>維持するための対策を講じる</b>。</li> </ul> </li> <li>■ 4.5.6.4 指標4: 組織は、小作人・メンバーがHCV地域の重要性を認識・理解していることを確認すること。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (社会・労働)

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2
社会・労働	事業者による土地権利の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が事業実施に必要な土地権利を確保していることを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.2.1 指標1: 独立した小農が<b>自分の所有地に対する権利を証明</b>し、大規模な土地紛争の証拠がないこと。</li> <li>4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合併契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、<b>必要に応じて関連する利害関係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、<b>土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠</b>と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、<b>関連する利害関係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>4.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する<b>他者の権利を減殺しない</b>ことを保証する。</li> <li>4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合併契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、<b>必要に応じて関連する利害関係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合には、<b>土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠</b>と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償。これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)を得て受け入れられたものでなければならず、<b>関連する利害関係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>4.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明確に区分けされ、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民が法的又は慣習的な使用権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2)</li> <li>地域住民が法的又は慣習的な使用権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6)</li> <li>FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、<b>他の土地使用者の法的又は慣習的な使用権を損ねてはならない</b>。(2.3)</li> </ul>		

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

**MSP0 Part3-1,3-2について  
(事業者による土地権利の確保まで)**

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

		RSPO 2013	MSPO Part3-1 40.46ha以上500ha未満のパーム油プランテーション向け (MS2530-3-1:2022)	MSPO Part 3-2 500ha以上のパーム油プランテーション向け (MS 2530:PART3-2:2022)
土地利用 変化への 配慮 天然林の 保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>農園の開発にあたり、<b>2005年11月以降に</b>、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に<b>新規植栽されていない</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12 基準 2:新規植林</li> <li>包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>4.121指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。</li> <li>a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> <li>b) 土壌の種類と地形に関する情報を更新すること</li> <li>4.124 指標4:新規植林のためのHCVアセスメントは、<b>スキーム所有者のガイドラインに沿って実施されるものとする</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.12 基準 2:新規植林</li> <li>包括的なHCV、環境、社会的影響の評価は、新規植林に先立って行われ、管理計画は実施され、監視され、継続的に更新される。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>5.121指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。</li> <li>a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> <li>b) 土壌の種類と地形に関する情報を更新すること</li> <li>5.124指標4:新規植林のためのHCVアセスメントは、<b>スキーム所有者のガイドラインに沿って実施されるものとする</b>。</li> </ul>
	環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、<b>限定的作付け</b>が提案された場合は、<b>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12 基準 2:新規植林</li> <li><b>泥炭地</b>、傾斜角が25°を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌での新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する</b>。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>4.121指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。</li> <li>c) 以下のような場所での新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する</b>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 25°を超える急峻な地形。</li> <li>ii. 海拔300mに位置する地域。</li> <li>iii. 耕作限界の脆弱な土壌、および</li> <li>iv. <b>泥炭地</b></li> </ul> </li> <li>4.133 指標3: <b>泥炭地の既存の植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする</b></li> <li>4.143 指標3: <b>泥炭地での再植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.12 基準 2:新規植林</li> <li><b>泥炭地</b>、傾斜角が25°を越える地形/海拔が300mを越える土地、耕作限界の脆弱な土壌での新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する</b>。</li> <li>慣習的な土地では、所有者の自由、事前、および情報に基づく同意(FPIC)を得ずに、新たな植林を行わない。</li> <li>4.121指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施するものとする。</li> <li>c) 以下のような場所での新規植林は、<b>土地に関する司法権を所有する当局が許可しない限り禁止する</b>。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i. 25°を超える急峻な地形。</li> <li>ii. 海拔300mに位置する地域。</li> <li>iii. 耕作限界の脆弱な土壌、および</li> <li>iv. <b>泥炭地</b></li> </ul> </li> <li>4.133 指標3: <b>泥炭地の既存の植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする</b></li> <li>5.143 指標3: <b>泥炭地での再植林は、業界によって承認されたガイドラインに従って管理されるものとする</b>。</li> </ul>
土地利用 変化への 配慮 泥炭地の 保全		<ul style="list-style-type: none"> <li>作付けを避けるべき区域を特定するため過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1)</li> <li><b>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする</b>。(指標7.4.2)</li> </ul>		

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO:MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
			40.46ha以上500ha未満のパーム油プランテーション向け (MS2530-3-1:2022)	500ha以上のパーム油プランテーション向け (MS 2530:PART3-2:2022)
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理</li> <li>すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</li> <li>4.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</li> </ul> </li> <li>4.5.4 基準4: GHG排出量</li> <li>バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</li> <li>4.5.4.1 指標1: 組織は以下からの<b>GHG排出源と削減源を特定</b>するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) <b>土地利用の変更 - 2019年12月31日以降。</b></li> <li>b) 肥料の使用</li> <li>c) 肥料・農業投入物・FFBの輸送。</li> <li>d) エネルギーの使用、および</li> <li>e) 利用可能な場合は、作物の隔離および保全地域。</li> </ul> </li> <li>4.5.4.2 指標2: <b>GHG排出量のモニタリング</b>は、<b>スキーム所有者のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施</b>する。</li> <li>4.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は以下の内容を<b>スキーム所有者に</b>年次で報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 排出源。</li> <li>b) 排出量、および</li> <li>c) エネルギー使用量と生産量</li> <li>d) <b>毎年のGHG記録</b></li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.5.3 基準3: 廃棄物の管理と処理</li> <li>すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</li> <li>4.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化のための廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</li> </ul> </li> <li>5.5.4 基準4: GHG排出量</li> <li>バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</li> <li>5.5.4.1 指標1: 独立した小規模農家は、GHG排出の種類を認識し、<b>可能な限りGHG排出量の削減を奨励</b>する。</li> <li>5.5.4.2 指標2: <b>GHG排出量のモニタリング</b>は、<b>スキーム所有者のGHG計算機を使用し、削減計画を立てて実施</b>する。</li> <li>5.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は以下の内容を<b>スキーム所有者に</b>年次で報告する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>a) 排出源。</li> <li>b) 排出量、および</li> <li>c) エネルギー使用量と生産量</li> <li>d) <b>毎年のGHG記録</b></li> </ul> </li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022



# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
環境	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.2.1指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。</li> <li>■ a) <b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> <li>■ 4.5.6</li> <li>■ 基準6: <b>環境保全保護</b></li> <li>■ 植林地で情報が収集され、<b>HCV</b>のアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、<b>種や生息地の保護のために適切な措置</b>が取られていること。</li> <li>■ 4.5.6.1</li> <li>■ 指標1: <b>組織はステークホルダーの協力で、管理地域内または近隣におけるHCVの存在と状況を評価・特定・記録する。アセスメントの結果は管理計画に組み込まれる。</b></li> <li>■ 4.5.6.4</li> <li>■ 指標4: 希少種、絶滅危惧種、または保護価値の高い種(HCV)が存在する場合、以下を含めた<b>管理計画を策定し、実施するものとする。</b></li> <li>■ d) 希少種、絶滅危惧種、絶滅の危機にある種の野生個体群を<b>維持するために</b>、河岸地域、未植地、その他の保留地を充実させるなどの<b>対策を講じる</b>こと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 5.1.2.1指標1:新規植林は以下の点を考慮して実施されるものとする。</li> <li>■ a)<b>2019年12月31日以降</b>、自然林、保護区、<b>保護価値の高い(HCV)地域の転換を行わない</b>。</li> <li>■ 5.5.6</li> <li>■ 基準6: <b>環境保全保護</b></li> <li>■ 植林地で情報が収集され、<b>HCV</b>のアプローチと関連する地方自治体の要求に従って、<b>種や生息地の保護のために適切な措置</b>が取られていること。</li> <li>■ 5.5.6.1</li> <li>■ 指標1: <b>組織はステークホルダーの協力で、管理地域内または近隣におけるHCVの存在と状況を評価・特定・記録する。アセスメントの結果は管理計画に組み込まれる。</b></li> <li>■ 5.5.6.2 指標2: 希少種、絶滅危惧種、または保護価値の高い種(HCV)が存在する場合、<b>管理計画を確立し、効果的に実施</b>する。また以下を含むものとする。</li> <li>■ d) 希少種、絶滅危惧種、絶滅の危機にある種の野生個体群を<b>維持するために</b>、河岸地域、未植地、その他の保留地を充実させるなどの<b>対策を講じる</b>。</li> <li>■ 5.5.6.3 指標3: 組織は、高保護価値の状態の変化を評価するために定期的な<b>モニタリング</b>が行われていることを実証し、その効果的な保護を確保するために管理計画を適応させなければならない。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	
社会・労働	事業者による土地 使用権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が事業実施に必要な土地 使用権を確保してい ることを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>土地</b>使用権は明示され、法的又は慣習 的な使用権を有していることを明示でき る地域住民から法的に異議を申し立て られていない。(2.2)</li> <li>地域住民が法的又は慣習的な使用権 を有していることが明示される場合、 FPICの実施及び交渉による合意がある という前提のもと、土地取得や権利放棄 に対する補償が地域住民に対して行わ れる。(7.6)</li> <li>FPICを実施しない状況下でのオイル パームのための土地使用によって、<b>他 の土地使用者の法的又は慣習的な使 用権を損ねてはならない</b>。(2.3)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動 が土地に対する<b>他者の権利を減殺しな い</b>ことを保証する。</li> <li>4.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民と の合併契約、土地保有の履歴(入手可 能な場合)など、土地使用権を証明する ものが、<b>必要に応じて関連する利害関 係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>4.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、ま たは発生していた場合には、<b>土地所有 権の合法的な取得の文書化された証拠</b> と、以前の所有者や占有者に対して行 われた、または行われている公正な補 償。これらは自由意思に基づく事前の 情報提供による同意(FPIC)を得て受け 入れられたものでなければならず、<b>関 連する利害関係者に提供</b>されるものと する。</li> <li>4.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明 確に区分けされ、実行可能な場合は地 上で目に見える形で維持されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動 が土地に対する<b>他者の権利を減殺しな い</b>ことを保証する。</li> <li>5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民と の合併契約、土地保有の履歴(入手可 能な場合)など、土地使用権を証明する ものが、<b>必要に応じて関連する利害関 係者に提供</b>されるものとする。</li> <li>5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、ま たは発生していた場合には、<b>土地所有 権の合法的な取得の文書化された証拠</b> と、以前の所有者や占有者に対して行 われた、または行われている公正な補 償。これらは自由意思に基づく事前の 情報提供による同意(FPIC)を得て受け 入れられたものでなければならず、<b>関 連する利害関係者に提供</b>されるものと する。</li> <li>5.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明 確に区分けされ、実行可能な場合は地 上で目に見える形で維持されていること</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

**MSP0 Part2-1,2-2,3-1,3-2について  
(児童労働・強制労働の排除以降)**

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
社会・労働	児童労働及び強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>4.4.3.4</li> <li>指標4: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>4.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>4.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b>若年者の労働は、大人の監督下で、教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>5.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b>若年者の労働は、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。</li> </ul>
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3:雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO:MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
社会・労働	労働者の健康と安全を確保する	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上の<b>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。</b>(4.7)</li> <li>農業は、<b>健康又は環境を危険にさらさない</b>方法で使用される。(4.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康</li> <li>組織的な活動が評価され、法的要件に沿って労働安全衛生上のリスクを軽減するための<b>計画が策定</b>されていること。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 独立した小規模農家は全ての職場と業務が安全であることを実証する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康</li> <li>組織活動が評価され、法的要求事項に沿って、労働安全衛生上のリスクを軽減するための<b>計画が策定</b>されていること。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>4.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康</li> <li>組織活動が評価され、法的要求事項に沿って、労働安全衛生上の<b>事故発生ゼロを達成するための計画が策定</b>されていること。雇用主は、<b>若年層・妊婦・授乳期の女性を含むすべての従業員</b>の労働安全衛生上の<b>事故発生をゼロにする目的を達成するために、労働安全衛生教育および情報を提供</b>しなければならない。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>4.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康</li> <li>組織活動が評価され、法的要求事項に沿って、労働安全衛生上の<b>事故発生ゼロを達成するための計画が策定</b>されていること。</li> <li>雇用主は、<b>若年層・妊婦・授乳期の女性を含むすべての従業員</b>の労働安全衛生上の<b>事故発生をゼロにする目的を達成するために、労働安全衛生教育および情報を提供</b>しなければならない。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>5.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>健康・安全の確保</li> </ul>				

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	
社会・労働	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。(6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>—</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<u>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重</u>し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<u>交渉する権利を有する</u>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<u>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重</u>し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<u>交渉する権利を有する</u>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<u>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重</u>し、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<u>交渉する権利を有する</u>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>
	労働者の団結権・団体交渉権の確保						

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）、MSPO：MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (ガバナンス)

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 独立した小規模農家は、地域、州、国、批准された国際的な法律や規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律、<b>協定</b>規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律、<b>協定</b>規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する。</b></li> </ul>
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルパーム生産者と搾油工場は、<b>RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。</b>この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を<b>関連する全従業員に広めるもの</b>とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響を考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を<b>関連する全従業員に広めるもの</b>とする</li> <li>4.2.1.4 指標4: 組織は、<b>関連するステークホルダー</b>が要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や<b>環境または社会に悪影響</b>を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響、<b>安全衛生</b>に対する考慮に基づいた継続的な改善をする。</li> <li>4.2.1.4 指標4: 組織は、<b>関連するステークホルダー</b>が要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や<b>環境または社会に悪影響</b>を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（ガバナンス）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part2-1	MSPO Part2-2	MSPO Part3-1	MSPO Part 3-2	
ガ バ ナ ン ス	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>認証は5年間有効</b>、期限前に再評価を受けることが必要。</li> <li>■ <b>毎年の年次監査</b>を受ける必要がある。</li> <li>■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。</li> <li>■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。</li> <li>■ <b>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止</b>となる。<b>その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消</b>となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.9基準9:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.9.1 指標1:監査の計画実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.9.2指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.9基準9:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.9.1 指標1:監査の計画実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.9.2指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.9基準9:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.9.1 指標1:監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.9.2指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.9基準9:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.9.1 指標1:監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.9.2指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.10 基準 10: マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>

## 「MSPO認証スキームおよびその実施の取り決め (MSPOCS01)」

- 7.12アブラヤシ管理認証およびサプライチェーン認証の場合、**認証の有効期間は5年**。ACBIは証明書の発行日から12か月以内、ただし証明書の発行日から9か月以内に最初の**年次サーベイランス監査**を実施。その後の年次サーベイランス監査は、証明書の有効期限から12か月以内に実施されるものとするが、有効期限から9か月以内に実施する必要がある。
- 認証機関(CB)は、クライアントが管理システムの有効性を含む認証要件を永続的かつ深刻に満たせない場合、必要な頻度で監視または再認証監査の実施を許可しない場合、自発的に停止を要求する場合、**認証を一時停止**する。一時停止中、クライアントの管理システム認証は一時的に無効となる。
- CBは、一時停止の原因となった問題が解決された場合、一時停止された認証を復元するものとする。CBによって定められた期間内に停止に至った問題を解決しなかった場合、認証が取り消されるか縮小される。なお、ほとんどの場合停止は6か月を超えることはない。

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO:MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022



**MSP0 Part4-1,4-2,4-3について**

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（環境）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所（Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異）

評価基準	RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3
		パーム油搾油所向け（MS 2530:PART 4-1:20XX）	パーム油精製工場向け（MS 2530:PART 4-2:2022）	トレーダー向け（MS 2530:PART 4-3:2022）
温室効果ガス等の排出・汚染削減	<p>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</p> <p>■ <b>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</b>(5.6)</p> <p>■ 新たな農園開発は、<b>GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</b>(7.8)</p>	<p>5.5.3</p> <p>■ 基準3: 廃棄物の管理と処理</p> <p>■ すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</p> <p>■ 5.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化</b>のための<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。</p> <p>■ a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</p> <p>■ 5.5.4</p> <p>■ 基準4: GHG排出量</p> <p>■ バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</p> <p>■ 5.5.4.1 指標1: 組織は<b>GHG排出源と排出プロセスのタイプを特定</b>するものとする。</p> <p>■ 5.5.4.2 指標2: <b>GHG排出量のモニタリング</b>は、スキーム所有者のGHG計算機を使用し、<b>削減計画を立てて実施</b>する。</p> <p>■ 5.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は排出源とタイプを<b>スキーム所有者</b>に年次で報告する。</p>	<p>5.5.3</p> <p>■ 基準3: 廃棄物の管理と処理</p> <p>■ すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</p> <p>■ 5.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化</b>のための<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。</p> <p>■ a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</p> <p>■ 5.5.4</p> <p>■ 基準4: GHG排出量</p> <p>■ バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</p> <p>■ 5.5.4.1 指標1: 組織は<b>GHG排出源と排出プロセスのタイプを特定</b>するものとする。</p> <p>■ 5.5.4.2 指標2: <b>GHG排出量のモニタリング</b>は、スキーム所有者のGHG計算機を使用し、<b>削減計画を立てて実施</b>する。</p> <p>■ 5.5.4.3 指標3: 必要に応じて、組織は排出源とタイプを<b>スキーム所有者</b>に年次で報告する。</p>	<p>5.5.3</p> <p>■ 基準3: 廃棄物の管理と処理</p> <p>■ すべての<b>廃棄物と汚染源を特定</b>して文書化し、<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>する。</p> <p>■ 5.5.3.1 指標1: <b>汚染の防止と最小化</b>のための<b>廃棄物管理計画を策定して実施</b>するものとする。廃棄物管理計画は以下の対策を含むものとする。</p> <p>■ a) 廃棄物と汚染の発生源を特定し、監視する。</p> <p>■ 5.5.4</p> <p>■ 基準4: GHG排出量</p> <p>■ バリューチェーンに沿ったすべての関係者は該当する場合、<b>GHGの排出源、監視、削減計画を特定</b>する。この基準に関する報告は、毎年行うものとする。</p> <p>■ この基準は製品を物理的に取り扱わないパーム油取扱者に適用しない。</p> <p>■ 5.5.4.1 指標1: 組織は<b>GHG排出源と排出プロセスのタイプを特定</b>するものとする。</p>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (社会・労働)

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所 (Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異)

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part 4-2	MSPO Part4-3
社会・労働	事業者による土地権利の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が事業実施に必要な土地権利を確保していることを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する<b>他者の権利を減殺しない</b>ことを保証する。</li> <li>5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、<b>必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。</b></li> <li>5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合、<b>土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠</b>と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償、これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)で受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。</li> <li>5.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明確に区別され、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する<b>他者の権利を減殺しない</b>ことを保証する。</li> <li>5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、<b>必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。</b></li> <li>5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合、<b>土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠</b>と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償、これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)で受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。</li> <li>5.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明確に区別され、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.3.2.1 指標1: 組織は、アブラヤシの栽培活動が土地に対する<b>他者の権利を減殺しない</b>ことを保証する。</li> <li>5.3.2.2 指標2: 土地所有権、リース、先住民との合弁契約、土地保有の履歴(入手可能な場合)など、土地権利を証明するものが、<b>必要に応じて関連する利害関係者に提供されるものとする。</b></li> <li>5.3.2.3 指標3: 紛争が発生している、または発生していた場合、<b>土地所有権の合法的な取得の文書化された証拠</b>と、以前の所有者や占有者に対して行われた、または行われている公正な補償、これらは自由意思に基づく事前の情報提供による同意(FPIC)で受け入れられたものでなければならず、関連する利害関係者に提供されるものとする。</li> <li>5.3.2.4 指標4: <b>法的境界線マーカー</b>が明確に区別され、実行可能な場合は地上で目に見える形で維持されていること。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>土地権利は明示され、法的又は慣習的な権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2)</li> <li>地域住民が法的又は慣習的な権利を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6)</li> <li>FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地権利によって、<b>他の土地使用者の法的又は慣習的な権利を損ねてはならない。</b>(2.3)</li> </ul>			

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所（Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3
社会・労働	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>児童の雇用又は搾取を行わない。</b> (6.7)</li> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>5.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b> 若年者の労働は、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>5.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b> 若年者の労働は、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) 強制労働や人身売買、<b>児童労働を行わない。</b></li> <li>5.4.3.10</li> <li>指標10: <b>児童を雇用または搾取してはならない。</b> 若年者の労働は、<b>家族経営事業のために</b>、大人の監督下で、また教育の妨げにならない場合に許容される。また、危険な労働条件にさらされてはならない。</li> </ul>
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。</b> (6.12)</li> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5.4.3</li> <li>基準3: 雇用条件</li> <li>組織の公約を示すために、人権の尊重に関する方針があること。この方針に沿って、組織は以下を確保しなければならない。</li> <li>b) <b>強制労働</b>や人身売買、児童労働を行わない。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカ―は昨年度からの更新箇所（Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3	
社会・労働	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の健康と安全を確保する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務上の<b>健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される</b>。(4.7)</li> <li>農業は、<b>健康</b>又は環境を<b>危険にさらさない</b>方法で使用される。(4.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康組織活動は、法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され<b>計画が策定</b>されなければならない。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>4.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康組織活動は、法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され<b>計画が策定</b>されなければならない。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>4.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.2</li> <li>基準2: 従業員の安全と健康組織活動は、法的要求事項に沿って、労働安全衛生リスクを軽減するために評価され、<b>計画が策定</b>されなければならない。</li> <li>4.4.2.1</li> <li>指標 1: 労働安全衛生方針および<b>計画が確立され、伝達され、実施される</b>ものとする。</li> <li>4.4.2.3</li> <li>指標3: 労働・安全・健康の<b>記録が維持</b>されていること。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（社会・労働）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所（Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3	
社会・労働	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は全従業員 <b>の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。</b> (6.6)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<b>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し</b>、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<b>交渉する権利を有する</b>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<b>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し</b>、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<b>交渉する権利を有する</b>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.4.3.11指標11:</li> <li>組織は、適用される法令に従い、<b>すべての従業員が労働組合を結成または加入する権利を尊重し</b>、労働者自身の代表者が団体交渉を促進することを認めなければならない。</li> <li>従業員は、労働条件について組織化し、<b>交渉する権利を有する</b>。この権利を行使する従業員は、差別されたり、影響を受けたりしてはならない。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013：「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」（日本語版）（2013年）、MSPO：MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (ガバナンス)

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所 (Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異)

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律、<b>協定</b>や規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律、<b>協定</b>や規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する</b>。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.3.1.2 指標2: 地域、州、国、批准された国際的な法律、<b>協定</b>や規制を含む、<b>特定された法的要件の遵守を監視する</b>。</li> </ul>
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響、<b>安全衛生</b>に対する考慮に基づいた継続的な改善をする</li> <li>4.2.1.4 指標4: 組織は、<b>関連するステークホルダー</b>が要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や<b>環境または社会に悪影響</b>を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響、<b>安全衛生</b>に対する考慮に基づいた継続的な改善をする</li> <li>4.2.1.4 指標4: 組織は、<b>関連するステークホルダー</b>が要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や<b>環境または社会に悪影響</b>を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.1.1.2 指標2: 継続的な改善は、新しい情報や技術だけでなく、主な<b>社会的・環境的</b>影響に対する考慮に基づいた継続的な改善をする。そして、この情報を<b>関連する全従業員に広める</b>ものとする。</li> <li>4.2.1.4 指標4: 組織は、<b>関連するステークホルダー</b>が要求する情報を提供するものとし、経営文書は、商業上の守秘義務や<b>環境または社会に悪影響</b>を及ぼす可能性のある開示によって制限されるものを除き、一般に公開されるものとする。情報と文書は、適切な言語と形態であること。</li> </ul>

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013: 「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO: MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較（ガバナンス）（続き）

黄色のマーカーは昨年度からの更新箇所（Par4-2,4-3は昨年度4-1との差異）

評価基準		RSPO 2013	MSPO Part4-1	MSPO Part4-2	MSPO Part4-3
ガ バ ナ ン ス	認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 認証は5年間有効、期限前に再評価を受けることが必要。</li> <li>■ 毎年の年次監査を受ける必要がある。</li> <li>■ 審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。</li> <li>■ 初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。</li> <li>■ 年次監査では、<b>「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.8 基準8:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.8.1 指標1:監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.8.2 指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.9 基準 9:マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.8 基準8:内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.8.1 指標1:監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること。</li> <li>■ 4.1.8.2 指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.9 基準 9:マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 4.1.8 基準8 :内部監査</li> <li>■ MSPOの要求事項への適合性を確認するために、内部監査が計画され、<b>毎年実施</b>されていること。</li> <li>■ 4.1.8.1 指標1:監査の計画、実施、報告、フォローアップの手順が確立されていること</li> <li>■ 4.1.8.2 指標2:提起された<b>各不適合の根本原因を実施して、適切な是正措置を決定</b>する。</li> <li>■ 4.1.9 基準 9:マネジメントレビュー</li> <li>■ 経営陣は、継続的な適合性、適切性、有効性を確保するために、MSPO の実施を毎年見直すものとする。</li> </ul>
	認証の更新・取消				

<各認証制度文書の出所>

RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、MSPO:MS 2530-2-1:2022、MS 2530-2-2:2022、MS2530-3-1:2022、MS 2530:PART3-2:2022、MS 2530:PART 4-1:2022、MS 2530:PART 4-2:2022、MS 2530:PART 4-3:2022



**MSPO（全Part共通）  
サプライチェーンの担保・  
認証における第三者性の担保**

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (サプライチェーン認証)

評価基準		RSPO 2013	パーム油	バイオマス
サプライチェーンの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーン上において非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP</li> <li>SG</li> <li>MB</li> <li>B&amp;C</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SG</li> <li>MB</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>SG</li> <li>MB</li> </ul>

(出所) RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)

SUPPLY CHAIN CERTIFICATION STANDARD (MSPO SCCS)(パーム油製品CoC)、MS 2751:2022 MSPO chain of custody of oil palm biomass(バイオマスCoC)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、MSPO基準の比較 (認証審査の第三者性)

評価基準		RSPO 2013	MSPO (Part2-4共通)
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス、及び認証付与の最終意思決定において、第三者性を担保すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。</li> <li>認定機関はASI(Assurance Services International)。</li> </ul>	「マレーシアの持続可能なパーム油認証制度とその実施」 <ul style="list-style-type: none"> <li>8.1認証を実施する認証機関(CB)は国家認定機関であり、国際認定フォーラム(IAF)のメンバーであるスタンダードマレーシアによって認定される。</li> </ul>
	第三者認証スキームの中立性・組織的な担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて<b>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</b></li> <li>認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>7.8認証に関する決定は、<b>監査に参加しなかった認定認証機関(ACB)の代表者</b>によって行われるものとする。決定は、書面による監査報告書に基づき、ISO/IEC17021およびISO/IEC 17065に概説されておりに行われるものとする。</li> <li>CBは認証申請を受け取り処理する。CBIは監査を実施し、プランテーション管理のためのMSPO証明書またはサプライチェーンのための証明書を授与する決定を下す。</li> </ul>
	認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>ASI(Assurance Services International)ISO17011に<b>適合。</b></li> <li>ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スタンダードマレーシアはISO17011に<b>適合。</b></li> <li>スタンダードマレーシアの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。</li> </ul>

(出所) RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)

MSPO: MSPOCS01 : The Malaysian Sustainable Palm Oil (MSPO) Certification Scheme and Its Implementation Arrangement

# **ISCC Sustainable Palm Oilについて**

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較 (環境)

	評価基準	RSPO 2013	ISCC Palm Oil	
環境	土地利用変化への配慮 天然林の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>農園の開発にあたり、<b>2005年11月以降に</b>、原生林、又は高い生物多様性保護価値を有する地域に<b>新規植栽されていない。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <b>HCV地域で、新たな作付けをしていない証拠が存在すること</b> 新規作付けの計画及び管理に際しては、特定された HCV地域の維持又は拡大を最大限確保するものとする。(指標7.3.1)</li> </ul>	<p>【栽培】(Principle1*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2008年1月1日以降、炭素ストックの高い土地もしくは生物多様性の高い土地の状態の変化が生じた農園はISCCの認証から除外する。土地利用変化から保護される地域には、原生林、生物多様性の高い森やその他の森林地域、指定自然保護地域、生物多様性の高い草地、<b>泥炭地、湿地、その他の炭素ストックの高い土地が含まれる。</b></li> </ul>
	土地利用変化への配慮 泥炭地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、<b>限定的作付け</b>が提案された場合は、<b>悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</b>されるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用される。(指標7.4.1) <b>泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌で、限定的作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施</b>されるものとする。(指標7.4.2)</li> </ul>	<p>【栽培】(Principle1*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用変化から保護される地域には、原生林、生物多様性の高い森やその他の森林地域、指定自然保護地域、生物多様性の高い草地、<b>泥炭地、湿地、その他の炭素ストックの高い土地が含まれる。</b></li> </ul>
	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス等の排出や汚染の削減の計画を策定し、その量を最小限度に留めるよう実行していること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>温室効果ガス(GHG)を含む汚染と排出の削減計画が策定・実施・監視される。</b>(5.6)</li> <li>新たな農園開発は、<b>GHG排出量を最小限に留めるよう計画される。</b>(7.8)</li> </ul>	<p>【栽培】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大気汚染とGHG排出の削減(2.10.1**)</li> <li>各農場/農園は、<b>大気汚染物質とGHG排出を減少させるための、事業規模と強度に適した計画を提供しなければならない。</b>(中略) その計画は、現在または将来される大気汚染物質とGHG排出を緩和する戦略、あるいはそのような戦略を利用しない理由を説明するものでなければならない。計画に記載されたステップは農場/農園により実施され、その影響はモニタリングされなければならない。</li> </ul> <p>【加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>GHGを含む汚染・排出削減(4.2.19*)</li> <li>各事業者は、<b>GHG排出原単位を計算し、GHG排出量と大気汚染物質を最小化</b>しなければならない。したがって、<b>GHG排出量と大気汚染物質の最小化を説明し、実行するため、事業規模と強度に適した計画が策定</b>されなければならない。(中略) <b>大気汚染物質とGHG排出量の最小化は、計画の一部として実行</b>されなければならない。</li> </ul>
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>希少種・絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>希少種・絶滅危機種並びに保護価値が高い生息地</b>があれば、その<b>状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように事業を管理する。</b>(5.2)</li> <li>2005年11月以降、原生林、又は、維持もしくは拡大が要求されている <b>HCV地域で、新たな作付けをしていない。</b>(7.3)</li> </ul>	<p>【栽培】(Principle1*)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2008年1月1日以降、炭素ストックの高い土地もしくは<b>生物多様性の高い</b>土地の状態の変化が生じた農園はISCCの認証から除外する。土地利用変化から保護される地域には、原生林、<b>生物多様性の高い森</b>やその他の森林地域、指定自然保護地域、<b>生物多様性の高い草地</b>、泥炭地、湿地、その他の炭素ストックの高い土地が含まれる。</li> </ul>

<出所> ISCC各文書の種類は\* の数で区別 > RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、ISCC Japan FIT: Principles and Criteria – Sustainable Palm Oil(ドラフト)\*、ISCC202-2 Agricultural Biomass: ISCC Principle 2-6 (2022年) ※栽培に関して参照\*\*

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較 (社会・労働)

	評価基準	RSPO 2013	ISCC Palm Oil
社会・労働	事業者による土地所有権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者が事業実施に必要な土地所有権を確保していることを証明する</li> <li>土地所有権は明示され、法的又は慣習的な所有権を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。(2.2)</li> <li>地域住民が法的又は慣習的な所有権を有していることが明示される場合、FPICの実施及び交渉による合意があるという前提のもと、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に対して行われる。(7.6)</li> <li>FPICを実施しない状況下でのオイルパームのための土地所有権によって、他の土地所有者の法的又は慣習的な所有権を損ねてはならない。(2.3)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用の正当性(栽培:5.1**) (加工:4.5.1*)</li> <li>事業者は、<b>土地が合法的に使用されていること、伝統的・慣習的な土地の権利または保有が確保されていること</b>を証明できなければならない。文書は、合法的な所有権またはリース、土地保有の歴史、および土地の実際の合法的な使用を示すものでなければならない。(中略)新規に土地を取得する場合には、自由意思に基づく事前・事後の合意(FPIC)が適用される。</li> </ul>
	児童労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> <li>児童の雇用又は搾取を行わない。(6.7)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側で児童労働がない(栽培:4.2.2**) (加工:4.4.10*)</li> <li>事業者側での児童労働およびすべての奴隷制度や奴隷制度と同様の慣行の形態を禁止する。労働者の最低年齢は、すべての国・地方の法律およびILO条約(第138号および182号)に準拠していなければならない。</li> <li>文書には、労働者の生年月日の記録と雇用主が関連法規制を認識していることを示す文書化された証拠を含める必要がある。</li> </ul>
	強制労働の排除	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童労働及び強制労働がないことを証明する</li> <li>強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても行わない。(6.12)</li> </ul>	<p>【栽培】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農場/農園で強制労働がない(4.2.1**) <ul style="list-style-type: none"> <li>強制労働、拘禁労働、非自発的労働の使用があってはならない。</li> </ul> </li> <li>労働者はIDやパスポートを農場や農園の管理者側もしくは第三者に渡すことを強制されてはならない。</li> </ul> <p>【加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業者側で強制労働がない(4.4.9*)</li> <li>ILO条約(第29号および105号)に記載されるような<b>強制労働、拘禁労働、非自発的労働の使用があってはならない</b>。労働者はIDやパスポートをシステムユーザーの管理者側もしくは第三者に渡すことを強制されてはならない。</li> </ul>
	健康・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の健康と安全を確保する</li> <li>業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。(4.7)</li> <li>農業は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。(4.6)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全な労働環境</li> <li>すべての労働者は適切な健康と安全の<b>トレーニングを受けており、リスクアセスメントに従って指示を受けている</b>(栽培3.1.3**) (加工4.3.3*)</li> <li>事業者は、リスクアセスメントの問題を含め、<b>健康、安全、衛生に関する方針および手順が文書化されたもの</b>をもつ(栽培3.2.1**) (加工4.3.4*)</li> <li><b>危険な活動</b>に関連する制限が守られている(栽培3.2.5**) (加工4.3.8*)</li> </ul>
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の団結権・団体交渉権が尊重または確保される</li> <li>雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって<b>労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する</b>。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主は<b>全従業員からの自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する</b>。(6.6)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>選出された労働者もしくは労働組合が、労働者の意見を代表する。(基準4.2.11**) (基準4.4.19*)</li> <li>労働条件に関する交渉のために<b>労働組合と団体交渉が認められている</b>。(基準4.2.12**) (基準4.2.20*)</li> </ul>

# <参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較（ガバナンス）

		評価基準	RSPO 2013	ISCC Palm Oil
ガバナンス	法の遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>原料もしくは燃料を調達する現地国の法規制が遵守されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域と国に適用される全ての法律と規制、及び適用される全ての批准済み国際法と規制を遵守する。(2.1)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法律および条約の順守(栽培:5.2**) (加工:4.5.2*)</li> <li>事業者は、適用される<b>すべての地方、地域、国の法律および批准された国際条約を認識し、遵守する</b>。事業者は、適用される法律に従った責任を認識していることを示すことができる必要がある。適用される法律を遵守しなければならない。</li> </ul>
	情報提供・公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証取得事業者が関係者に対し適切に情報提供を行うことが担保されること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オイルパーム生産者と搾油工場は、<b>RSPO基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する</b>。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。(1.1)</li> </ul>	<p>【栽培・加工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の提供と公開(栽培:4.1.3**) (加工:4.4.3*)</li> <li>事業者は、<b>ISCCの要求事項に関連する法的、社会的、環境的問題について、関連する利害関係者に適切な情報を提供</b>しなければならない。</li> <li>情報は<b>適切な言語で表示</b>され、利害関係者がアクセスできるものでなければならない。</li> </ul>
	認証の更新・取消	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証の更新・取消に係る規定が整備されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証は<b>5年間有効</b>、期限前に再評価を受けることが必要。</li> <li><b>毎年の年次監査</b>を受ける必要がある。</li> <li>審査/年次監査において、原則・基準との不適合は「Major(重大)」と「Minor(軽微)」に分けて評価される。</li> <li>初回審査では、「Major」な不適合がある場合には認証は付与されない。</li> <li><b>年次監査では、「Major」な不適合がある場合は90日以内に解決しないと認定一時停止となる。その後さらに、審査機関と事業者の間で取り決めた期間内(最大6カ月)に解決しない場合は認証取消となる。</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象範囲(2*)</li> <li>ISCC Japan FIT P&amp;C は、持続可能なパーム油のサプライチェーンに沿って、最初の回収、加工、商人、貯蔵施設に関する社会的、生態的、経済的な基準を網羅している。これらの基準は、「即時要求事項」、「短期要求事項」、「中期要求事項」、「努力要求事項」に分けられる。</li> <li>プランテーション経営者とシステム利用者は、最初の認証時まで「即時要求事項」を遵守しなければならず、「短期要求事項」は認証後3年後に、「中期要求事項」は認証後5年後に実施しなければならない。</li> </ul> <p>ISCC EU 201 System Basics Ver4.0(2021)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>認証機関によって任命された適格な監査機関による認証監査が正常に完了すると、証明書を受け取る。<b>認証は1年間有効</b>であり、<b>少なくとも一年ごとに認証監査</b>を受ける必要がある。(4.2.1***)</li> </ul> <p>ISCC EU 102 Governance Ver4.0(2021)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査において、原則・基準との不適合は「Critical」「Major」と「Minor」に分けて評価される。(10.1****)</li> <li>「Critical」な不適合がある場合には、<b>直ちに認証の無効化と取消</b>となり、<b>最大60カ月再審査を受けられなくなる</b>。「Major」な不適合がある場合には、<b>直ちに40日間の認証一時停止となり、この期間内に対応が求められる</b>。すべての「Major」な不適合が解決できない場合には、<b>認証機関は認証の無効化を宣言し、認証取消</b>となる。認証取消の場合、内容に応じて、<b>最大12カ月間再審査を受けられなくなる</b>。「Minor」な不適合がある場合には、認証機関により定められた期間内(最大12カ月)あるいは次の審査までに解決することが求められる。(10.2****)</li> </ul>

<出所: ISCC各文書の種類は\*の数で区別> RSPO2013:「持続可能なパーム油生産のための原則と基準2013」(日本語版)(2013年)、ISCC Japan FIT: Principles and Criteria – Sustainable Palm Oil(ドラフト)\*、ISCC202-2 Agricultural Biomass: ISCC Principle 2-6 (2022年) ※栽培に関して参照\*\*、ISCC 201 System Basics Ver4.0(2021年)\*\*\*、ISCC 102 Governance Ver4.0(2021年)\*\*\*\*

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較 (サプライチェーン認証)

	評価基準	RSPO 2013	ISCC Palm Oil
サプライチェーンの担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>発電事業者が使用する認証燃料がサプライチェーンにおいて非認証燃料と混合することなく分別管理されていること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP</li> <li>SG</li> <li>MB</li> <li>B&amp;C</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>IP</li> <li>SG</li> </ul>

(出所)「ISCC Japan FIT – Sustainable Palm Oil」(2022年)

<参考> 評価基準、RSPO2013基準、ISCC Sustainable Palm Oil基準の比較 (認証審査の第三者性)

評価基準		RSPO 2013	ISCC Japan FIT Principles and Criteria
認証における第三者性の担保	認証機関の認定プロセス	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>認証機関(Certification Body)は認定機関(Accreditation Body)により認定される。</b></li> <li>認定機関はASI(Assurance Services International)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>3.2 認証機関(CB)の承認または認定</li> <li>➤ <b>認証機関(CB)は、管轄の国家公的機関によって承認されるか、</b>製品認証システムを運営する機関に対する要求事項を定めたISO/IEC 17065 あるいはISO/IEC 17021に対して認定されなければならない。</li> <li>3.3 国の公的機関及び認定機関</li> <li>➤ 認定は、<b>国際認定フォーラム(IAF)に加盟している国家認定機関、規則(EC)No.765/2008の第4条に言及されている機関、欧州認定協力機構(EA)と二国間協定を結んでいる機関認定機関、もしくはISO/IEC 17011に準拠する認定機関が行わなければならない。</b></li> </ul>
	認証付与の最終意思決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証機関が監査(audit)を行い、監査報告書を作成し独立した審査官(peer reviewer)に共有する。独立した審査官は認証機関に所属しているものであってはならない。審査官が審査を実施した後、その結果を踏まえて<b>認証機関が認証付与を承認する最終判断を下す。</b></li> <li>認証機関は証書をRSPO事務局に送付し認証プロセスを完了する。RSPOによる認証の承認をもって認証の発行が完了する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4.5 監査を実施するための枠組みの確立</li> <li>➤ 認証機関(CB)は、審査官(auditor)が審査を行うための枠組みを確立する責任がある。審査官による審査は二つあり、ひとつは認証機関による認証書の発行につながる認証審査、もう一つは既に認証された事業者のコンプライアンスを検証するためのサーベイランス審査である。</li> <li>➤ 事業者がISCC利用規約の最新の適用可能なバージョンに署名している場合のみ、<b>認証機関は証明書を発行することが出来る。</b></li> <li>4.6 証明書の発行、終了および撤回</li> <li>➤ 認証の決定後、<b>認証機関は、最新版のISCC認証テンプレートを用いて認証書を発行する。</b></li> </ul>
	第三者認証スキームの中立性・組織的な担保	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定機関のISO17011への適合及びISO17011に適合した認定スキームの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>ASI(Assurance Services International) ISO17011に適合。</b></li> <li><b>ASIの認定スキームに基づく認証機関の認定実績多数。</b></li> </ul>

(出所)RSPO「RSPO Certifications Systems for Principles & Criteria」(2017年)

RSPOウェブサイト(<https://rspo.org/certification/bodies>)

ISCC 103 Requirements for Certification Bodies and Auditors Ver4.0(2021年)